令和２年２月５日

公益財団法人 建築技術教育普及センター

令和元年一級建築士試験「設計製図の試験」（令和元年 12 月 8 日実施）標準解答例の公表について

令和元年 12 月８日（日）に実施された標記試験の標準解答例（合格水準の標準的な解答例をいう。）を下記のとおり公表します。

一級建築士試験は、建築士法第 13 条及び第 15 条の２の規定に基づいて、国土交通大臣の指定試験機関である当センター（理事長　井上　勝徳）が実施しています。

記

１．標準解答例は、試験の透明性を高めるとともに、建築士を志す者に対して、習得すべき知識及び技能（一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。）の目安を示す資料として、当センターに設置された試験委員会で作成されたものです。なお、設計条件のうち今回の試験において不十分な答案が多かった「延焼のおそれのある部分」、「防火区画」、「移動等円滑化経路」等に関する一つの考え方をこの標準解答例に示していますので参考として下さい。

この標準解答例は、当センター本部・支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、インターネット上の当センターのホームページ（URL https://www.jaeic.or.jp/）にも掲載します。なお、標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。

２．計画の要点等については、公表することにより、解答パターンが定型化するなど、適正な試験実施に影響を及ぼすことが想定されることから、公表しておりません。

３．　この標準解答例を転載・複製等する場合は、当センターの許諾を得て下さい。

４．　この標準解答例に対する質問・問合せについては、一切お答えいたしません。

令和元年　一級建築士試験「設計製図の試験」答　案　用　紙　I（12月8日　実施）

1階平面図・配置図　縮尺1/200

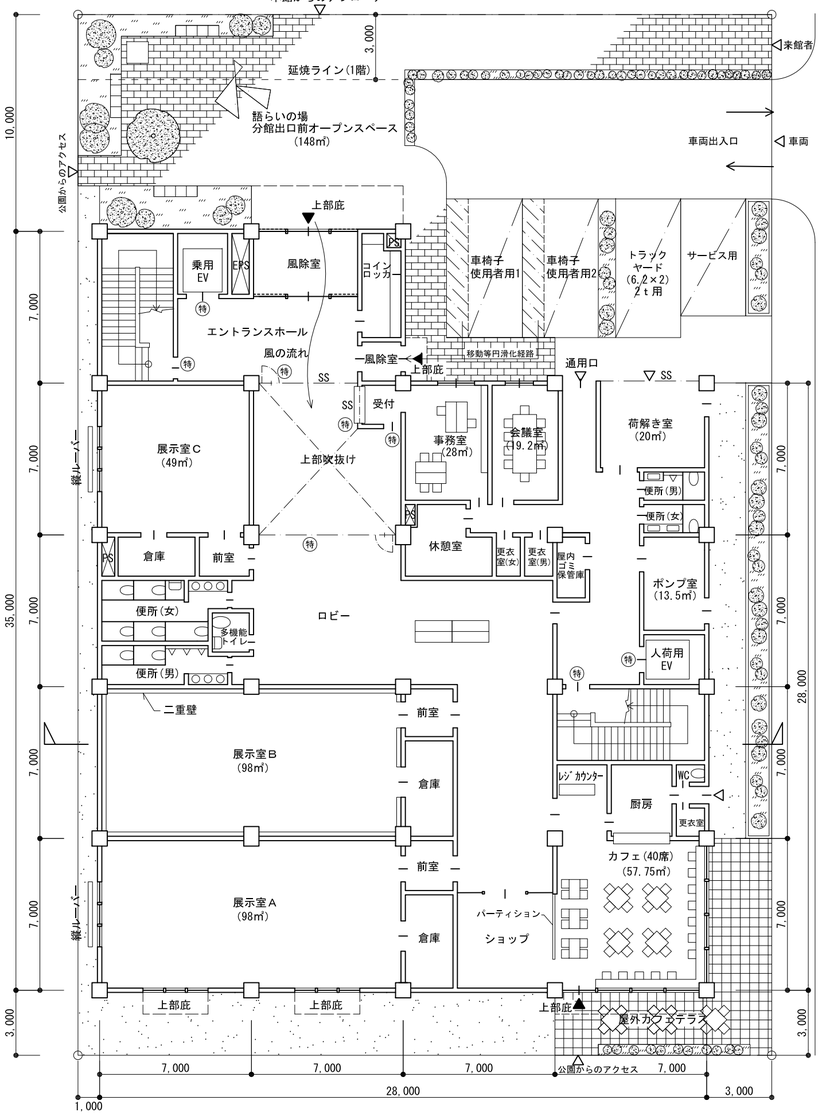

2階平面図　縮尺1/200

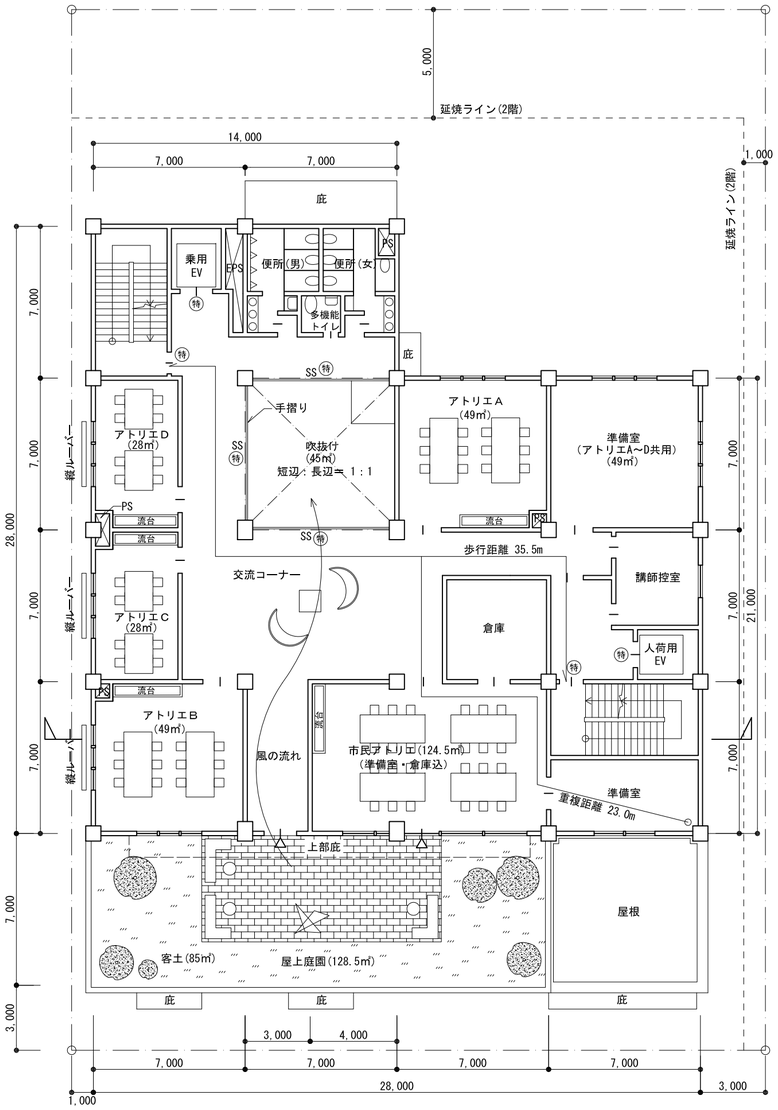

3階平面図　縮尺1/200

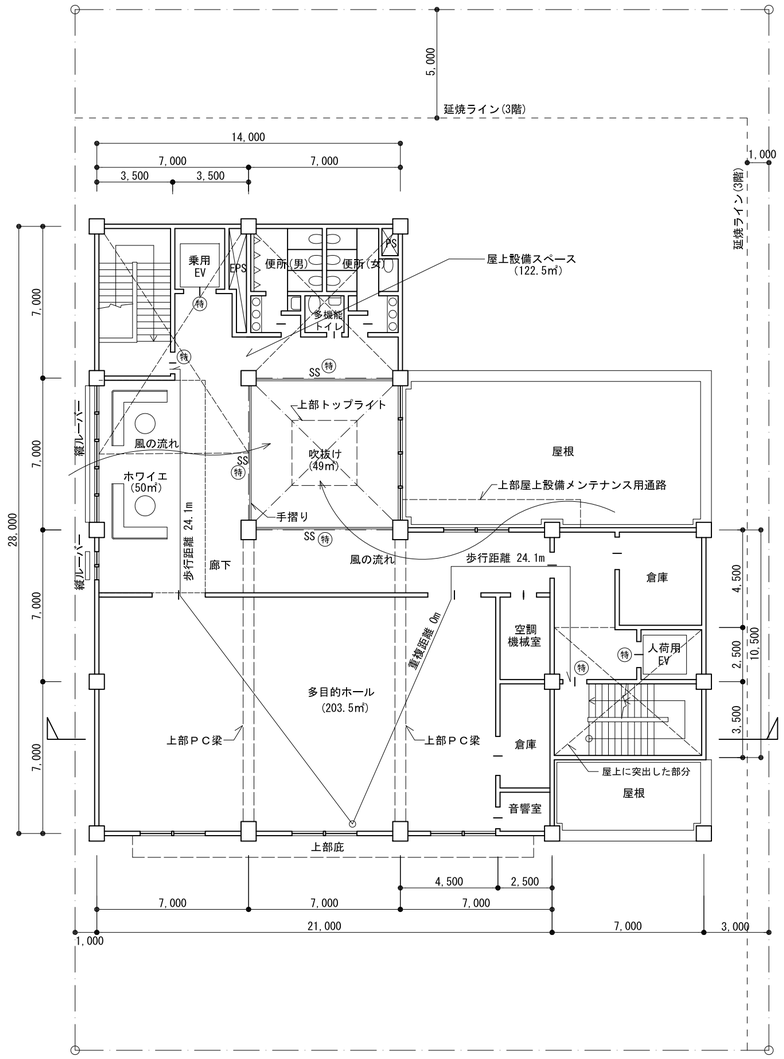

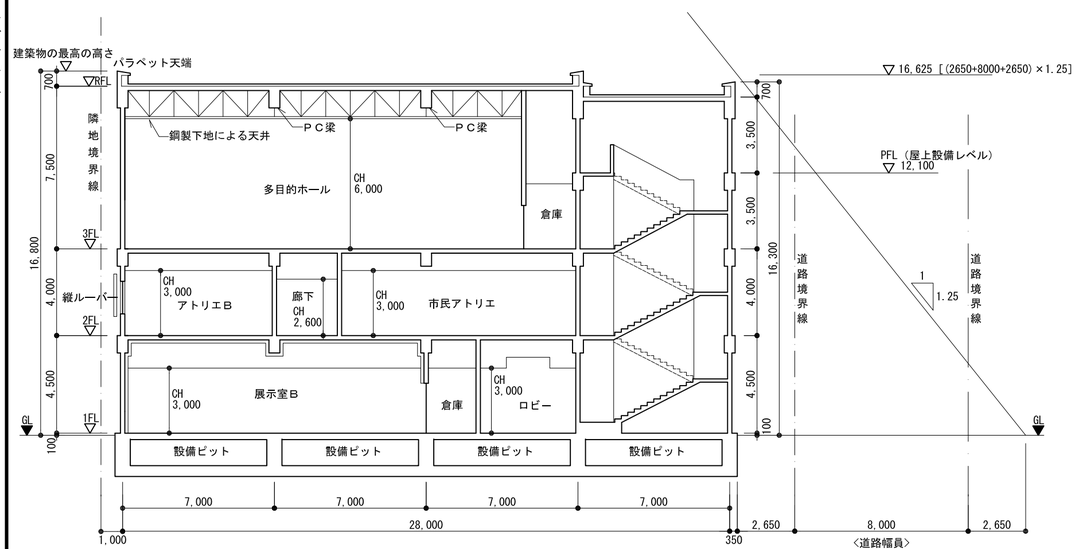

東－西断面図　縮尺1/200

個人利用の目的以外には、当センターに無断で転載・複製することを禁じます。

＊ この欄は、設計条件のうち「延焼のおそれのある部分」等の一つの考え方を示したものであり、今後の学習の参考として下さい。

凡例：耐火構造の壁、柱、床、及び梁／特定防火設備（特 特）／建築基準法第２条第九号の二ロに規定する防火設備（防 防 防）／スチールシャッター SS

【延焼のおそれのある部分】建築基準法第2条第六号の規定により、延焼のおそれのある部分は、隣地境界線、道路中心線等から、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にある建築物の部分が該当するが、防火上有効な公園等に面する部分は除かれている。この計画では、北側の隣地境界線及び東側の道路（8m）の中心線からの「延焼のおそれのある部分」に建築物は計画されておらず、また、西側及び南側は防火上有効な公園であることから当該建築物には、「延焼のおそれのある部分」は生じない。

【防火区画】建築基準法施行令第112条第1項の規定により、主要構造部が耐火構造の建築物で、延べ面積の合計が1,500㎡を超えるものは、床面積の合計1,500㎡以内ごとに所定の防火区画を設ける面積区画が必要となる。この区画間の開口部分には、特定防火設備の設置が義務付けられている。また、同第112条第9項の竪穴区画（階段・昇降路、吹抜け）部分には所定の防火設備を設置する必要がある。この計画では、竪穴区画及び各階を1,500㎡以内とした階ごとの面積区画を行い、施設の用途を考慮し、高い安全性能を確保するため、竪穴区画を特定防火設備で区画した。

【建築物移動等円滑化基準】バリアフリー法施行令第17条第2項及び第18条第1項第三号の規定を踏まえ、この計画では、車椅子使用者用駐車場の幅を3.5m以上確保し、当該駐車場から建築物の主要な出入口までの経路を、できるだけ短くなるように敷地内に計画した。

【敷地内の通路】敷地内に設ける通路は、建築基準法施行令第128条の規定を踏まえ、いずれも幅員を1.5m以上とし、東側の道路又は西・南側の公園に通じさせた。

【道路高さ制限】本課題の敷地は、第一種住居地域で、斜線勾配は1.25、容積率200%である。建築基準法第56条第1項第一号、第2項、別表第3の規定により、「前面道路の反対側の境界線から計画建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線」から水平距離20m以下の範囲内において道路高さ制限が適用される。東側の道路に最も近い建築物の部分の道路高さ制限による限度は、（2.65+8.0+2.65）×1.25＝16.625mであり、道路高さ制限（16.625m＞16.300m）に適合している。

面積表（算定式は、算出過程がわかるものとする。算出結果は、小数点以下第１位までとし、第２位以下は切り捨てる。）

建築面積		（算定式）28×28 ＋ 14×7 ＋ 庇 7×1 ＋ ＝ 889	889 ㎡（建築面積上限 921.6㎡以下）
床面積	３ 階	（算定式）21×14 ＋ 14×14 ＋ 7×10.5 － 吹抜け 7×7 ＝ 514.5	床面積合計
	２ 階	（算定式）28×21 ＋ 14×7 － 吹抜け 7×7 ＝ 637	2033.5 ㎡（設計条件 1,800～2,200㎡）
	１ 階	（算定式）28×28 ＋ 14×7 ＝ 882	

標準解答例①

（この標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。）

Ⓡ

令和元年　一級建築士試験「設計製図の試験」答　案　用　紙　I（12月8日　実施）

1階平面図・配置図　縮尺1/200

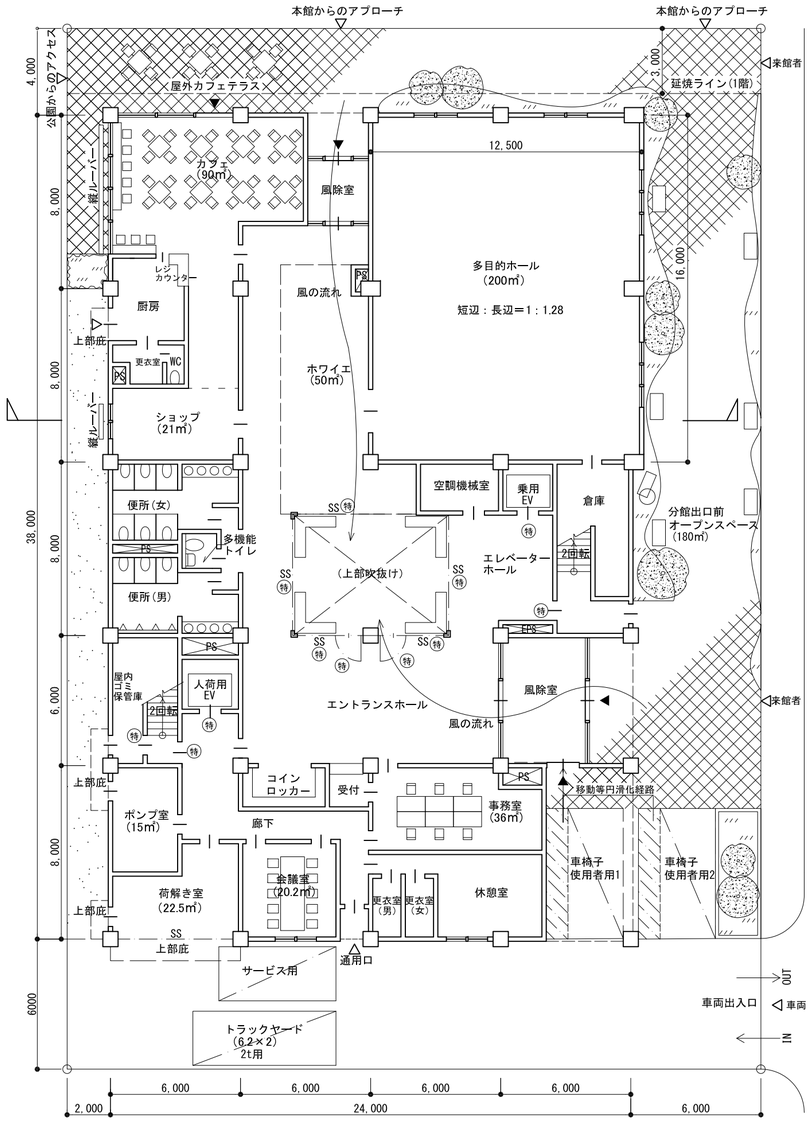

2階平面図　縮尺1/200

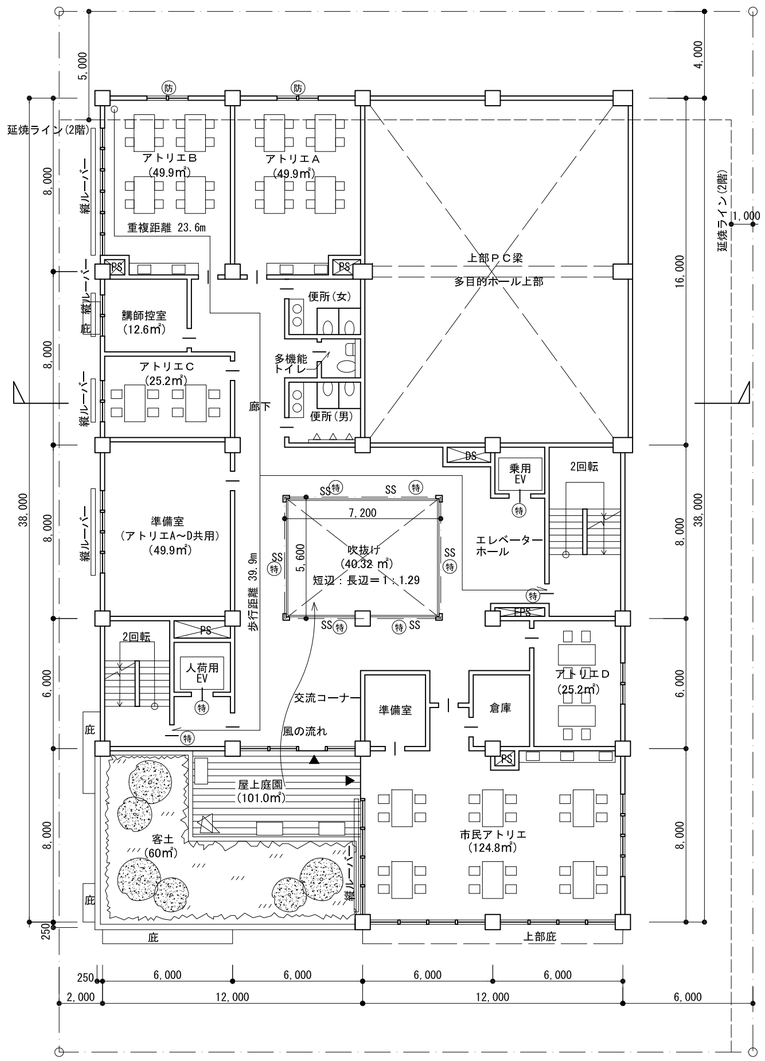

3階平面図　縮尺1/200

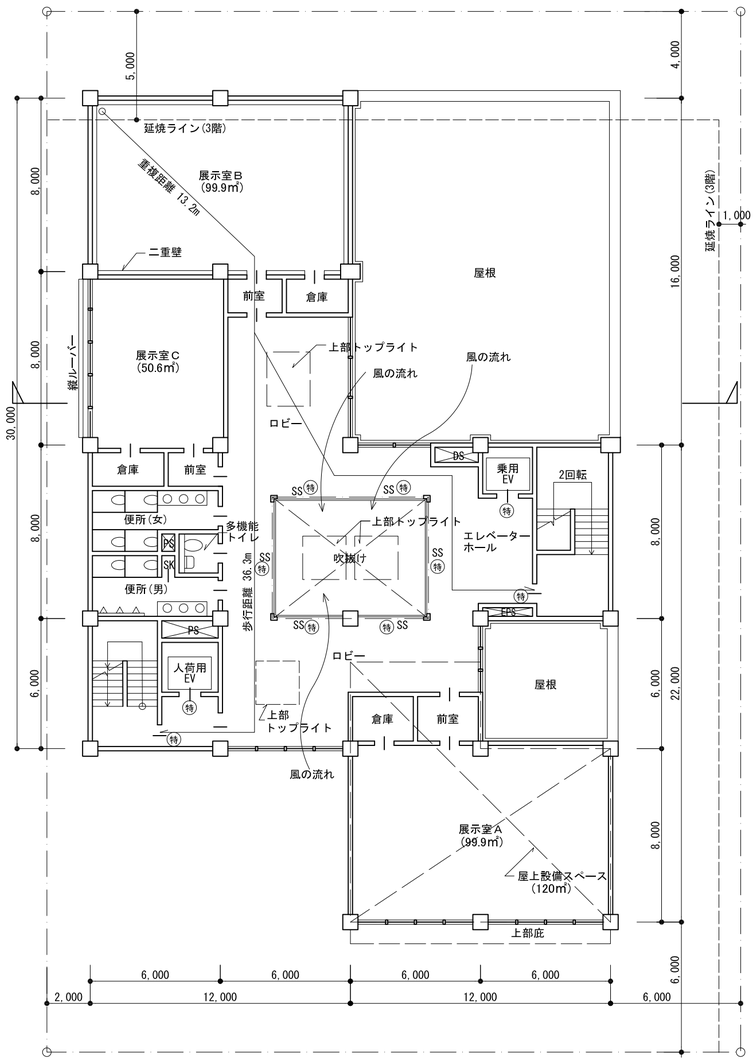

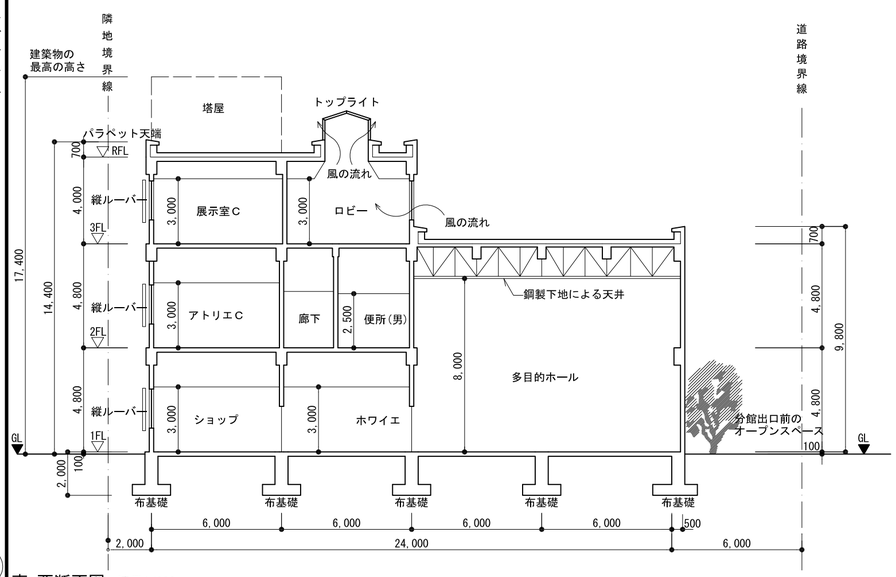

東-西断面図　縮尺1/200

個人利用の目的以外には、当センターに無断で転載・複製することを禁じます。

＊ この欄は、設計条件のうち「延焼のおそれのある部分」等の一つの考え方を示したものであり、今後の学習の参考として下さい。

凡例：耐火構造の壁、柱、床、及び梁　／　特定防火設備（特 特）　／　建築基準法第２条第九号の二ロに規定する防火設備（防 防 防）　／　スチールシャッター　SS

【延焼のおそれのある部分】建築基準法第2条第六号の規定により、延焼のおそれのある部分は、隣地境界線、道路中心線等から、1階にあっては３m以下、2階以上にあっては５m以下の距離にある建築物の部分が該当するが、防火上有効な公園等に面する部分は除かれている。本課題においては、北側の隣地境界線から、２階及び３階にあっては5m以下の距離にある建築物の部分が該当し、この計画では北側外壁の開口部に所定の防火設備を設置した。なお、東側の道路（８m）の中心線からの延焼のおそれのある部分に建築物は計画されておらず、また、西側及び南側は防火上有効な公園であることから、当該建築物の東側、西側及び南側には「延焼のおそれのある部分」は生じない。

【防火区画】建築基準法施行令第112条第1項の規定により、主要構造部が耐火構造の建築物で、延べ面積の合計が1,500㎡を超えるものは、床面積の合計1,500㎡以内ごとに所定の防火区画を設ける面積区画が必要となる。この区画間の開口部分には、特定防火設備の設置が義務付けられている。また、同第112条第9項の竪穴区画（階段・昇降路、吹抜け）部分には所定の防火設備を設置する必要がある。この計画では、竪穴区画及び各階を1,500㎡以内とした階ごとの面積区画を行い、施設の用途を考慮し、高い安全性能を確保するため、竪穴区画を特定防火設備で区画した。

【建築物移動等円滑化基準】バリアフリー法施行令第17条第2項及び第18条第1項第三号の規定を踏まえ、この計画では、車椅子使用者用駐車場の幅を3.5m以上確保し、当該駐車場から建築物の主要な出入口までの経路を、できるだけ短くなるように敷地内に計画した。

【敷地内の通路】敷地内に設ける通路は、建築基準法施行令第128条の規定を踏まえ、いずれも幅員を1.5m以上とし、東側の道路又は西側の公園に通じさせた。

面積表（算定式は、算出過程がわかるものとする。算出結果は、小数点以下第１位までとし、第２位以下は切り捨てる。）

建築面積		（算定式）24×38 + 0.5×16 = 920	920 ㎡（建築面積上限（921.6㎡以下）
床面積	３ 階	（算定式）12×30 + 12×22 − 6×6（屋根） − 7.2×5.6（吹抜け） = 547.6	合　計
	２ 階	（算定式）12×30 + 12×22 − 7.2×5.6（吹抜け） = 583.6	2,031.7 ㎡
	１ 階	（算定式）24×38 + 0.5×16 − 2×6（主出入口） − 3×2（北出入口） − 1.5×1（通用口） = 900.5	（設計条件 1,800～2,200㎡）

標準解答例②

（この標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。）

Ⓡ